

桜井市グリーンパーク浄化槽維持管理業務委託

桜井市グリーンパーク浄化槽維持管理業務

対象箇所一覧表

施設名／TEL	所在地	処理方式	人 槽
桜井市グリーンパーク 45 - 2001	浅古 485-1	接触ばっ気方式 別紙 1	495 人槽
桜井市最終処分場 44-5655	下り尾 819	脱窒濾床接触ばっ気方式 別紙 2	25 人槽

※ 桜井市グリーンパークについては水質汚濁物質排出量総合調査費・調査票記入業務等及び第9次水質総量規制に伴う汚染負荷量測定費・同届出書作成業務・関係機関への提出等含む。

桜井市グリーンパーク浄化槽維持管理業務仕様書

□ 浄化槽保守点検業を行う者の資格

浄化槽法第48条並びに奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条の規定に基づき、本維持管理業務を受託する者は、奈良県知事の登録を受けるとともに浄化槽管理士の資格を有する者を保守点検業務に従事させなければならない。また、本業務を第三者に委託してはならない。

□ 保守点検回数

浄化槽法施行規則第6条第2項の規定に基づき、次のとおりとする。

桜井市グリーンパーク（495人槽）別紙1	2週間に1回以上
桜井市最終処分場（25人槽）別紙2	3ヶ月に1回以上

□ 通常管理作業の内容

浄化槽法施行規則第2条、第3条に定める保守点検及び清掃の技術上の基準に基づき次のとおり管理作業を行うものとする。

1. 管きよ 汚物、滞留、閉塞、漏水、雨水流入等の点検及び除去
2. 浄化槽各室 水位の異常、漏水、スカム、汚泥量及び衛生害虫発生状況等の点検
3. 機械類 モーター、ポンプ、破砕機等、駆動回転部分の温度、回転音、振動、注油等の点検
4. 流入管きよ、インバート弁、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越硫ぜき、散気装置、機械攪拌装置、流出口、放流管きよの付着物、沈殿物等の清掃及び除去
5. バッキタンク又は、バッキ槽内の混合液、汚泥沈殿試験
6. 消毒設備の点検及び薬剤の補充
7. 放流水の水質確認等（水温、色相、臭気、透視度、残留塩素、バッキタンク内汚泥沈殿率、生物群、pH、亜硝酸、溶存酸素等 必要事項）
8. オイル、グリスの補充交換
9. 合併浄化槽の排出水（放流水）pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全リンについては、毎月、環境計量士による水質検査を受け、その計量証明書を受領するとともに、その費用を見込むこと。
10. 水質汚濁物質排出量総合調査費・調査票記入業務等及び第8次水質総量規制に伴う汚濁負荷量測定費・同届出書作成業務・関係機関への提出等含む。
※9、10については、桜井市グリーンパーク（495人槽）のみに適用する。

□ 特別管理作業の内容

1. 機器の分解、故障修理及び入手
2. 汚泥抜き取り清掃
3. その他緊急事故発生時の点検、清掃

※特別管理作業については、環境総務課と協議の上実施する。

□ 浄化槽点検報告書の提出

浄化槽法施行規則第 5 条第 2 項但し書に定めるところにより、桜井市グリーンパーク及び桜井市最終処分場の管理作業の内容を明記した浄化槽保守点検結果報告書を定期的に提出すること。

□ その他

1. 委託料の支払いについては、毎月払いとし請求のあった日より 30 日以内とする。
2. 令和 8 年度 4 月分、5 月分の浄化槽点検管理業務については、今回落札価格の 10 分の 2 に消費税を加算した金額で随意契約を締結すること。（ただし、議会の議決が得られなかった場合は無効とする。）